

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者様の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的被害を深く理解し、身体拘束等をしない看護サービスの提供を目指します。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定めます。

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制(身体拘束等適正化チームの設置)

身体拘束等の適正化を図る観点から、当院の医療安全委員会内に「身体拘束等適正化チーム」を設置します。

委員会運営管理の規約について、名称、目的、構成、会議、事業の条項を定めます。なお、本会議の開催は「医療安全委員会」と同時に行うことができるものとします。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を厳格に定めて実施します。

3. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針およびマニュアルに基づき、身体拘束等の適正化を徹底するために必要な内容を行います。

- ・ 研修は定期的に年 1 回以上実施します。
- ・ 新規採用時には必ず実施します。
- ・ 研修実施後は、その実施内容を適切に記録し、保存します。

4. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者様およびご家族様は、いつでも本指針を院内掲示、または当院ホームページにて閲覧することができます。

5. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針およびマニュアルに定める研修のほか、外部研修への積極的・継続的な参加により、患者様の権利擁護と医療・看護サービスの質向上に絶えず努めるものとします。

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日
上毛大橋クリニック